参考資料

資料４－１

ペットボトルリサイクルの今後のあり方①
―検討事項、現状、主な意見―

平成29年５月12日

目次

１．検討会の検討事項
２．ペットボトルリサイクルの現状
３．検討会における主な意見

１．本検討会の検討事項

（１）国内循環産業の育成、安定的な国内循環の推進
（２）素材産業としてリサイクルを推進するために相応しい制度の在り方

（参考）平成28年５月第18回産構審・中環審合同審議会報告書（抄）

「ペットボトル等の一部の容器包装については、水平リサイクルの取組が進められている現状を踏まえ、資源の有効利用や再生材の適正処理の確保などの観点から、国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進していくべきである。近年指定法人において有償で取引されている廃ペットボトルについては、指定法人が行う再商品化の管理業務について素材産業としてリサイクルを推進するために相応しい制度の在り方について、指定法人において検討することが必要である。また、市町村による独自処理の実態把握に努めるとともに、独自処理を行っている市町村が容リ制度に参加するように促していくことが必要である」

＜考えられる施策の例＞

・指定法人において廃ペットボトルの再商品化業務の効率化のための点検作業を実施するべきである。その際、リサイクル産業が生産性を高め資源としての廃棄物を確保できるようにするためにはどのような措置が有効か、また、市町村が独自処理を行う理由を把握した上で、容リ制度に参加してもらうためにはどのような方策が有効か等について検討を行うべきである。

２．ペットボトルリサイクルの現状①

○ 市町村回収量（約30万トン）のうち、指定法人ルートは約７割（約20万トン）となっており、概ね有償入札による引取り（平成29年度：99.5%）。独自処理は約３割（約10万トン）。

○ 指定法人ルートによる再商品化率（市町村からの引取りのうち現に再商品化された割合）は約80%（平成27年度）。シート、繊維のほか、物理的手法により飲料用PETボトルへ戻す方法が本格化されはじめたのに加え、食品向けトレイなどへの展開も始まっている。
（再商品化割合：シート約46%、繊維約41%、ボトル約11%、成形品約２%）

○ 登録事業者数は2017年時点で52社（58施設）、処理能力は42万6600トン。

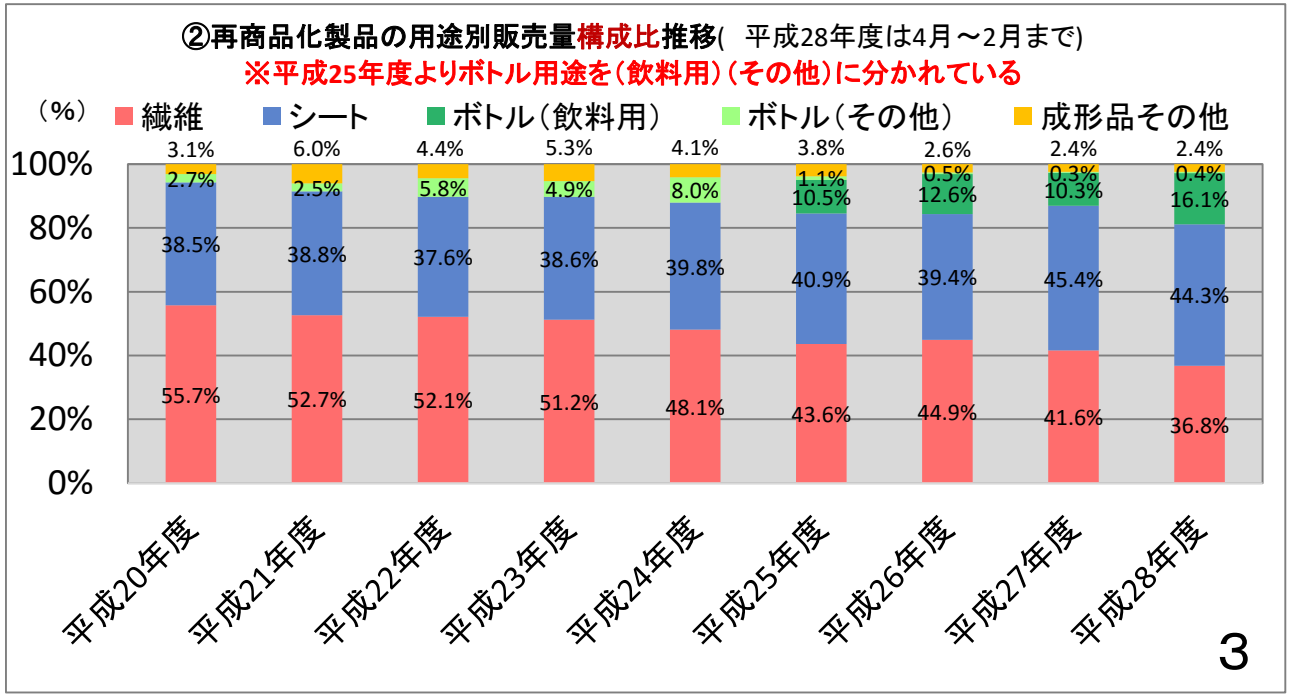

２．ペットボトルリサイクルの現状②

● 容器包装リサイクル制度の概略

- 市町村が分別収集しようとするときは、分別収集計画を定めこれに従って行う。（法）
- 市町村は、再商品化施設の設備能力を勘案し、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人に円滑に引き渡すことが必要。引き渡さない場合、適正な処理の確認、住民への情報提供が必要。（基本方針）
- 特定事業者には再商品化義務。指定法人は特定事業者の委託を受け再商品化（分別基準適合物を有償又は無償で譲渡できる状態にすること）を行っている。（法）
- 指定法人に引き渡されたペットボトルの落札価格は、平成18年度以降、変動しつつも概ね有価となっている。

● ペットボトルのマテリアルフロー

- ペットボトルは年間約60万トン利用。市町村による分別収集量は年間約30万トン、うち指定法人への引渡量は約20万トンに留まる。
- 市町村収集、事業系を問わず、リサイクル事業者を通じ年間約26万トンの再生PET樹脂が国内で投入され、シート、繊維、ボトルなどの製品に利用。このほか約31万トンの使用済みペットボトルが輸出。（PETボトルリサイクル推進協議会のマテリアルフローによる）
- 再生PET樹脂の利用事業者による開発が進み、食品用トレー、長繊維、飲料用ボトルなど用途が広がっている。

２．ペットボトルリサイクルの現状③

● 再商品化設備の概観

経済産業省の調査では国内には年間約50万トンの使用済みペットボトルを処理出来る設備能力がある。そのうち約43万トンの設備規模、52事業者が指定法人に再商品化事業者として登録している。
事業者によって再商品化設備の構成は異なる。再商品化するにあたり必要最小限の設備の外に、丸ボトルの洗浄ライン、アルカリによる洗浄ライン、固相重合ライン、ペレタイズラインなど保有する事業者も存在する。類似プロセスであっても、洗浄回数、脱水の方法など、運用方法も異なる。

再商品化プロセスのイメージ

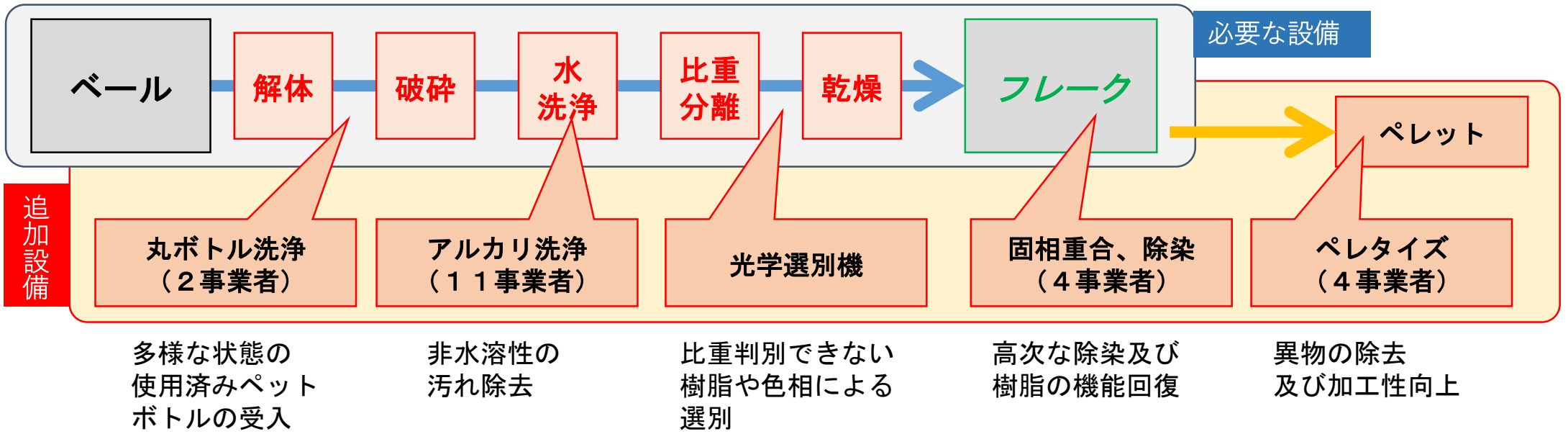

３．検討会における主な意見①

● アンケート・ヒアリングを通じて明らかになった事項

市町村	再商品化事業者	利用事業者
• 市町村が独自処理を選択する理由は、価格面の理由、処理先の選好上の理由、事務手続き・対応上の理由などが挙げられる。 • 引取条件や事務手続き等、独自処理と指定法人の各ルートの手続き上の差異がある 。	• 量が不足・価格は高値。 • 登録行為、３ヶ月ルール等、独自処理と指定法人の各ルートの手続きの差異が存在する 。 • 固定価格のリスクがある。リスクを低減するため入札時期や期間の見直し。 • 入札頻度を増やす・減らすとの両面からの意見。 • バーゼル法の厳格運用。	• 今後も再生PET樹脂の使用量を維持・拡大したい。 • 資源としての使用済みペットボトルや再生PET樹脂を安定的に確保できる制度にしてほしい。 • リサイクルには基準や検査をしっかりと行い、安全性を確立している。 • PETボトルはさまざまな多方面からの努力の成果で廃棄物から有価物になった。

３．検討会における主な意見②

● 検討会委員からの意見を、座長指摘の論点で整理。

	主な意見
独自処理	これまでは「独自処理が悪い」という前提だった、今回は市町村がなぜ独自処理を選ぶのかの分析もきちんとして頂いた。 ・クロス集計なり、詳細が分かるような形で示してほしい。 ・再商品化の内容を希望せずにお任せする自治体もあるだろう。 ・トレーサビリティーの問題と、自治体が情報を把握して発信することが必要になってくる、どう担保するのかが今後の課題。
量・価格	事業系の回収されたＰＥＴを使った時の歩留まりはどのくらいか。 指定法人８割、事業系はキャップ等が残っており65%から75%程度。品質的に短繊維は可能だが、長繊維となると少し問題がある。 過剰競争が起こらない状況で、なおかつ経営リスクも減らすような回路を見つけないと、常に問題が空回りする。 良いＰＥＴボトルを取り合っているだけでは、いつまでも話が前に進まない。我々が考えるべきは「ＰＥＴボトルリサイクルの在り方」ではなく「ＰＥＴボトルを素材として見た時の、リサイクルの在り方」ではないか。
協会の運用・魅力	容リ制度が魅力的で、自治体にとって良いものなら、容リルートを選ぶ。容リルートの利点をアピールして欲しい。 ・指定法人への引渡しについて運用上の緩和を検討すべき。

資料４－２

ペットボトルリサイクルの今後のあり方②
―課題と対策（希望入札制度等）―

平成29年５月12日

目次

１．ペットボトルリサイクルの課題
２．ペットボトルリサイクルの今後の方向性
３．今後の方向性に沿った具体的措置

１．ペットボトルリサイクルの課題

市町村状況調査、再商品化・利用事業者ヒアリングを踏まえた議論を行い、明らかとなった課題は以下のとおり。

○量の不足・価格の不安定さ（使用済ペットボトル等の高品質な材料が不足。入札価格・再商品化製品販売価格も不安定）

○独自処理と比べ指定法人ルートの魅力が不足。（指定法人ルートに起因する価格差や選択の余地、柔軟な対応の不足等）

○入札の頻度を少なくするほど相場変動リスクの緩和につながる一方、再商品化した素材の安定供給リスクや市民啓発、自治体の負担等の観点から年２回の入札は過多。

○逆有償を前提とした指定法人ルートのルール・運用等が、市町村からの円滑な引き渡し、再商品化事業者による持続的な再商品化の障害となっている。

○独自処理ルートと指定法人ルートについて、海外輸出のルールも含め、公平な取扱いとすべき。

○再商品化後のトレーサビリティ、指定法人ルートのメリット等ペットボトルリサイクルに関する情報発信が不足。

２．ペットボトルリサイクルの今後の方向性（基本的考え方）

１．ペットボトルリサイクルのあり方

高品質な原料である使用済みペットボトルには限りがあるため、水平リサイクルとカスケードリサイクルを適切に組み合わせて最適なリサイクルを進めることが、資源効率性を高め、環境負荷を低減するとともに、天然資源の消費量の削減につながるリサイクルのあるべき姿。

２．魅力的でスマートな制度

市町村による独自処理量が分別収集量の約３割を占め、独自処理の理由も様々であること等も踏まえれば、上記のペットボトルリサイクルのあるべき姿の確立に向けて、容器包装リサイクル制度（指定法人ルート）を魅力的で使い勝手のよい仕組みとすることが重要。

容リ制度への市町村の一層の参加を促すとともに、資源効率性・環境負荷低減効果の高い国内資源循環等が安定的に行われるよう推進することで、消費者・地方自治体・事業者の連携協働による取組の効果を最大限発揮する。

ペットボトルリサイクルのあるべき姿（イメージ）

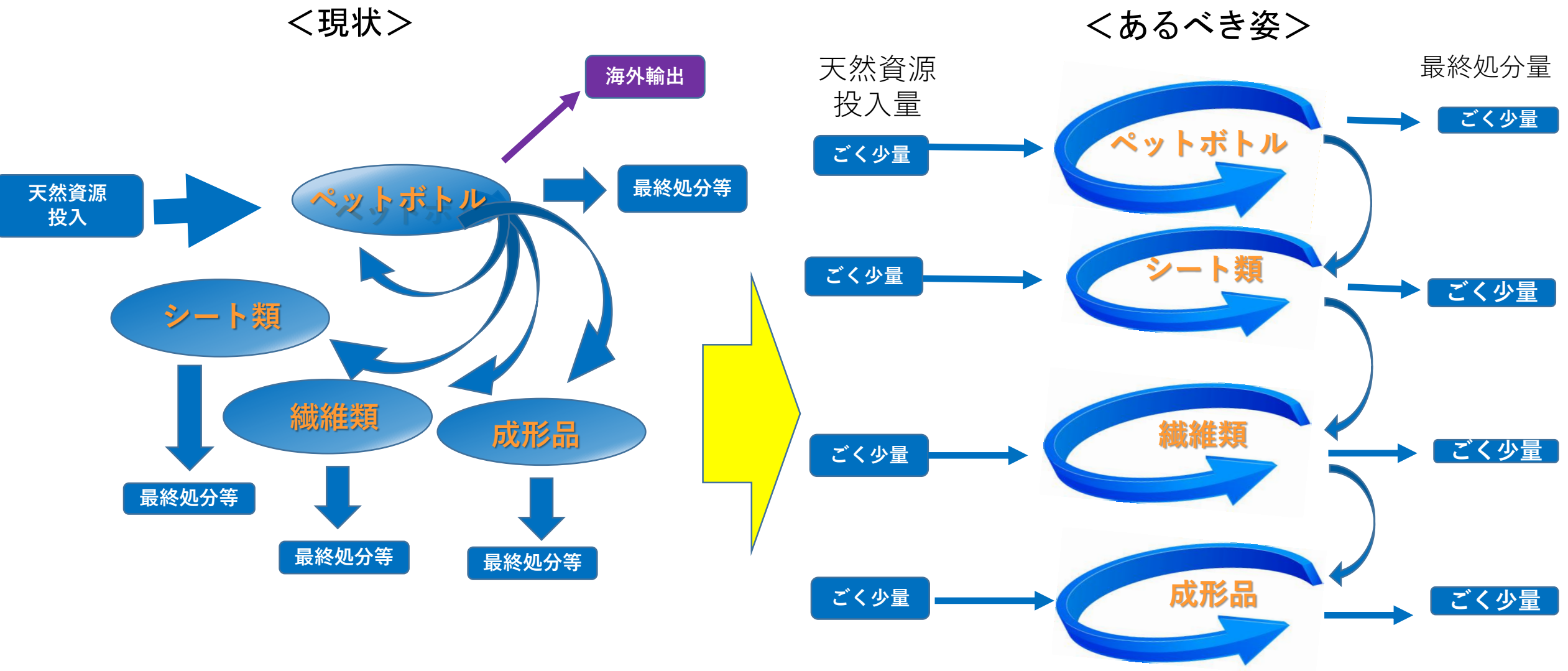

３．今後の方向性に沿った具体的措置①

１．国の方針の明確化

○　以下の考え方を国の方針に明確に位置づけ、市町村には当該方針に則った対応を求める。

① 素材産業として国内循環産業の育成、安定的な国内循環の推進の観点から、特に資源価値の高い使用済ペットボトル等について、指定法人ルートへの円滑な引き渡しとともに、資源効率性・環境負荷削減効果の高い国内資源循環を積極的に選択・推進すること。

② 地域固有の事情により独自処理せざるを得ない場合にあっても、上記に掲げる国内資源循環等の推進に加え、生活環境保全措置や最終製品利用までのトレーサビリティ、市民への情報提供等を指定法人ルートと同水準で確保すること。

２．需給マッチングによる希望入札制度の導入

○ 有償入札となる範囲で、市町村がその引渡しを行う分別基準適合物に係る再商品化の内容を希望できる制度の導入（逆有償入札の場合は、なお従前のとおり）

① 指定法人への申込みに際して、市町村から再商品化製品利用製品（優先順位）や近郊でのリサイクルの希望を新たに受付け。

② 一方で、再商品化事業者等を通じて再商品化製品の来期の利用見通しを把握し、各製品の利用見通しの範囲内で、市町村の希望に沿った入札選定を行う（需給マッチング）。

「希望入札制度」の概要（イメージ）

＜国の方針＞

資源価値の高い使用済ペットボトル等について、指定法人ルートへの円滑な引き渡しを推進

資源効率性・環境負荷低減効果の高い国内資源循環の積極的な選択・推進

＜自治体が希望する再商品化内容＞

①希望する製品の優先順位付け
②近郊でのリサイクル希望の有無

自治体の希望（需要）と再商品化製品の利用見通し（供給）とのマッチング

＜再商品化製品の利用見通し＞

再商品化製品利用製品のカテゴリー毎に、来期の利用量の見通しを把握

ボトル
第１希望　○万ｔ
第２希望　△万ｔ
第３希望　□万ｔ
第４希望　×万ｔ

シート
第１希望　○万ｔ
第２希望　△万ｔ
第３希望　□万ｔ
第４希望　×万ｔ

繊維
第１希望　○万ｔ
第２希望　△万ｔ
第３希望　□万ｔ
第４希望　×万ｔ

成形品
第１希望　○万ｔ
第２希望　△万ｔ
第３希望　□万ｔ
第４希望　×万ｔ

①利用見通しの範囲内で各製品カテゴリーの第１希望から順次選定
（価格が高いものから順に落札し、利用見通しが満たされた段階で第２希望以下の別の製品カテゴリーから選定）

②近郊でのリサイクルを希望する場合には、①の希望製品カテゴリーの範囲内で、価格が下回った近郊リサイクルでも、なお選択可能とする。

（注）有償入札のみ適用
（逆有償は従前のとおり）

ボトル
利用見通し○万ｔ

シート
利用見通し○万ｔ

繊維
利用見通し○万ｔ

成形品
利用見通し○万ｔ

２．今後の方向性に沿った具体的措置②

３．入札頻度の見直し

○年２回入札については、素材産業化を目指した原材料の安定供給を推進し、市民啓発等をより円滑に進める観点から、年１回に改めることも考えられる。また、資源価値をより反映する観点から年２回入札を維持すること等も考えられる。このため、更に検討を進める。

４．逆有償を前提としたルール等の総点検

○指定法人ルートの魅力向上及びリサイクルの安定性の確保の観点から、市町村からの引取り、再商品化事業者の再生処理等のルール及び運用について、逆有償を前提としたものも含め、指定法人における再商品化業務の効率化のための総点検作業を速やかに実施し、ルール及び運用についての見直しを検討・実施する。

５．指定法人ルートの魅力向上措置

○指定法人ルートの魅力向上及び独自処理との条件均衡を図るため、例えば、再商品化事業者と市町村が直接やり取りを行うなど、現行控除されている消費税分も含め市町村に有償引取金が支払われる仕組み・方法を検討・実施する。

６．国内資源循環の推進

○ 再商品化製品の海外利用については、市民・自治体はじめとする関係者が我が国の産業構造の変化等を踏まえやむを得ない又は推奨すべきものと理解が得られるケースに限るものとし、個別事案ごとに判断を行う。その際、最終製品の利用までのトレーサビリティが確保されること等の条件を設定することを検討する。

７．ペットボトルリサイクルに関する更なる情報発信

○市町村が資源効率性・環負荷削減効果の高い国内資源循環等を選択・推進できるよう、リサイクル製品ごとの資源有効利用性、CO2削減効果などの必要な情報を整理し、広く周知を図る。

○ペットボトルリサイクルに関わる情報を広く一般に知らしめるため、市町村収集量全体のリサイクル実績や環境保全措置、海外輸出含めたトレーサビリティ、市町村の情報公開の状況等について情報発信を強化する。

期待される効果等

〇独自処理から指定法人ルートへの移行及び定着が図られ、量や価格の安定性やトレーサビリティの確保、市民への更なる情報提供につながることが期待される。

〇リサイクル製品間の質的な競争が生まれ、消費者の分別協力や、分別の質的向上も期待。結果として、安定的な国内資源循環、国内循環産業の育成に貢献。

〇具体的措置の進捗状況を確認し、また効果検証を行いながら、必要に応じて更なる改善を図る。

[その他]事業系ペットボトルについて

〇　事業系のペットボトルについても、基本的考え方にあるペットボトルリサイクルのあり方に則って、可能な限り分別を徹底するとともに、水平リサイクルとカスケードリサイクルを組み合わせ、繰り返し資源を使用できる資源効率性・環境負荷低減効果の高い国内資源循環に向け、取組等を促していくことが重要。

〇　事業系ペットボトルの実態を踏まえたリサイクル促進策や普及啓発を実施する。

資料４－３

ペットボトルリサイクルの今後のあり方③

平成29年5月12日

目次

１．ペットボトルリサイクルの課題
２．具体的施策

１．ペットボトルリサイクルの課題①（独自処理）

- 市町村が独自処理を行う場合、適正な処理の確認や住民への情報提供が不可欠（基本方針の趣旨に沿った運用が必要）。
- 逆有償を前提とした指定法人の運用が、市町村からの円滑な引渡しの障害になっている可能性がある。協会の利点をアピールすることも重要である。

- 使用済みペットボトルは、市民の協力を得ながら市町村が分別収集を行うことを通じて、価値を高め、概ね有償で取引されている。（例えば指定法人の行うベール品質（異物の有無等）の評価に反映）
- こうした背景のもと、市町村は、価格面、処理先の選好、事務手続等の理由で指定法人への引渡し又は独自処理を選択している。これは市町村の自治事務。
- ただし、法に基づく分別収集を行う上で、法に基づく基本方針※に沿った運用が行われることは必要である。
- 環境省のアンケート調査や検討会における意見で、指定法人の運用上の課題も取り上げられている。

※　基本方針抜粋

再商品化施設の施設能力を勘案しつつ、分別収集で得られた分別基準適合物を指定法人等に円滑に引き渡すことが必要である。
また、市町村の実情に応じ指定法人等に引き渡されない場合にあっても、市町村は、再商品化施設の施設能力を勘案するとともに、分別収集された容器包装廃棄物が環境保全対策に万全を期しつつ適正に処理されていることを確認することが必要である。
同時に、市町村は、このような容器包装廃棄物の処理の状況等については、住民への情報提供に努めることが必要である。

１．ペットボトルリサイクルの課題②（量・価格）

- 素材産業としてリサイクルを推進していく上で、資源制約を克服し、多様な状態の使用済みペットボトルを原材料として確保するとともに、生産性や付加価値の向上を進め、外需にも対抗できる競争力を確保することが重要である。
- 逆有償を前提とした指定法人の運用が、再商品化事業者の経営の選択肢を奪い、競争力を低下させている可能性がある。

- 国内では約60万トンのペットボトルが利用されている。指定法人に引き渡される20万トンにとどまらず、多様な状態の使用済みペットボトルやフレークを受け入れ、原材料の供給安定性を確保しようとする事業者の動きもある。
- 使用済みペットボトルの価格、指定法人の落札単価は、再商品化事業者の入札により決定している。使用済みペットボトルの指定法人の引渡し量と指定法人に登録されている再商品化事業者の設備能力の違いの外に、それぞれの設備構成や生産性、再商品化事業者による再生PET樹脂自体の付加価値やバリューチェーン（販路）の違いによって入札価格が異なる。
- 素材産業としてリサイクルを推進していく上で、資源制約を克服し、多様な状態の使用済みペットボトルを原材料として確保するとともに、生産性や付加価値の向上を進め、外需にも対抗できる競争力を確保することが重要である。
- 逆有償を前提とした指定法人の運用が、再商品化事業者の経営の選択肢を奪い、競争力を低下させている可能性がある。

使用済みペットボトルから価値の創造プロセス（イメージ）

参考資料１

- 価値の違いがリサイクルを促進する。

分別の価値

使用済みペットボトルの状態の違い
事業系・店頭回収・独自処理・指定法人

樹脂の価値

再生ＰＥＴ樹脂の水準の違い
輸出フレーク、シート、ボトル、繊維

廃棄物

バリューチェーン

バージン樹脂

生産工程の価値

再商品化事業者の競争力の違い
最低限のプロセス
＋丸ボトル洗浄、＋アルカリ洗浄、
＋ペレタイズ、　＋除染、＋固相重合　等

変位

有償

逆有償

分別収集されたペットボトルから再生PET樹脂を生産

汚れたペットボトルから丸ボトル洗浄等を行い再生PET樹脂を生産

分別収集されたペットボトルから除染等を行い高付加価値な再生PET樹脂を生産

原材料獲得
供給安定性・事業継続性

生産性
コスト低減・品質安定

付加価値創造
需要拡大・交渉力

製品の価値

食品トレー

飲料用ボトル

スポーツウェア

環境性能
原材料比率

60万ﾄﾝ
（使用済みペットボトル）

50万ﾄﾝ／年
（再商品化設備）

180万ﾄﾝ
（バージン樹脂国内市場規模）

ペットボトルリサイクルのイメージ（回帰分析の例）

参考資料２

- 平均的な落札※に対する価格の差は、ベール品質の違い、再商品化の処理プロセスの違いによって生じる。
- 例えば、市町村Ａは、ベール品質Aランク・ラベルなしであることに加え、ペレタイズを行う事業者の落札により落札価格が高くなった。（再商品化事業者から見ると、付加価値の高いプロセス等による競争力を武器に高価格の入札を行うことで、質の高いＡのベールを獲得することができた。）
- 市町村Ｇは、小規模自治体であること、ガラスとの混合収集を実施していること等から、平均的な落札価格より低くなった。

平均的な落札に対する価格の差

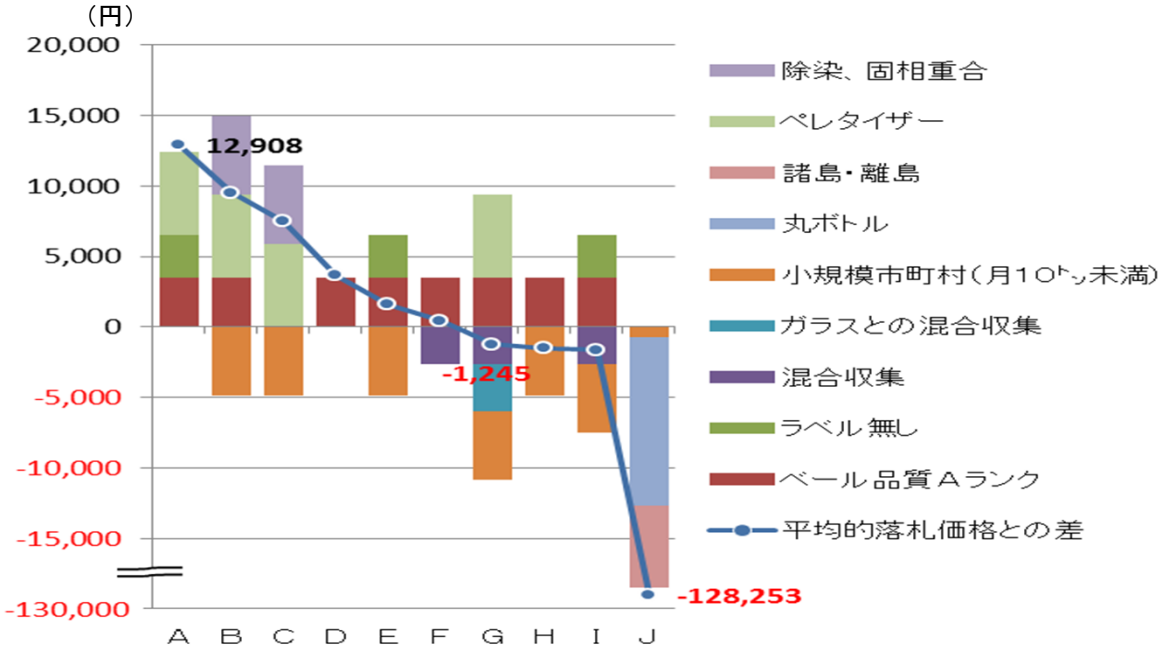

出所・説明：日本容器包装リサイクル協会の平成28年度入札結果を用いて経済産業省試算。
※分別基準適合物の評価Ｂ，ラベルあり、混合収集なし等、再商品化処理プロセスは、破砕、水洗浄等を平均的とした上で、落札価格（原材料価格（輸送費ー入札単価））を各因子で回帰。

概要

回帰統計	
重相関 R	0.872314
重決定 R2	0.760932
補正 R2	0.758785
標準誤差	11095.27
観測数	1686

分散分析表

	自由度	変動	分散	測された分散	有意 F
回帰	15	6.54E+11	4.36E+10	354.3646	0
残差	1670	2.06E+11	1.23E+08		
合計	1685	8.6E+11			

	係数	標準誤差	t	P-値	下限 95%	上限 95%
切片	33,492	1,631	20.53	0.00	30,293	36,692
上期	−13,074	548	−23.87	0.00	−14,148	−11,999
ベール品質Aランク	3,515	1,528	2.30	0.02	518	6,512
ラベル無し	3,010	576	5.22	0.00	1,879	4,140
混合収集	−2,638	1,458	−1.81	0.07	−5,497	222
ガラスとの混合収集	−3,321	1,758	−1.89	0.06	−6,770	128
小規模自治体（月10トン未満）	−4,866	578	−8.42	0.00	−5,999	−3,732
丸ボトル	−80,870	3,107	−26.03	0.00	−86,964	−74,775
諸島・離島	−38,971	1,486	−26.23	0.00	−41,886	−36,057
ペレタイザー	5,852	938	6.24	0.00	4,013	7,691
除染、固相重合	5,583	1,198	4.66	0.00	3,234	7,933
ダミー1	17,082	2,418	7.06	0.00	12,340	21,824
ダミー2	5,712	1,338	4.27	0.00		
ダミー3	57,277	2,202	26.01	0.00	5	6
ダミー4	5,872	1,622	3.62	0.00		3
ダミー5	−5,983	1,370	−4.37	0.00		

１．ペットボトルリサイクルの課題③（協会の運用・魅力）

- 逆有償を前提した指定法人の運用等が、市町村からの円滑な引渡しや、再商品化事業者の経営の選択肢を狭めている可能性がある（再掲）。また、指定法人のメリットが認知されていない可能性もある。
- 入札回数（年２回入札）については、それ自体に明確な問題が生じておらず、現状維持が適当、他方で、入札時期等の見直しにより、更なるリスクが低減効果が期待される。

- 逆有償を前提した指定法人の運用等が、市町村からの円滑な引渡しや、再商品化事業者の経営の選択肢を狭めている可能性がある。
- 例えば、入札時期や期間が、実際の再商品化の時点から離れており、必要以上の資源価格変動リスクを再商品化事業者に負わせている可能性がある。
- また、指定法人に引き渡すことのメリット（適切な処理、情報提供、資源価値の向上、管理の委託等）について、認知されていない可能性がある。

- 入札回数については、２度にわたるペットボトルリサイクル継続の危機を経て、年２回入札に見直された。市況変動リスクを低減する観点から一定の支持を得ている。一方、安定供給リスクや市民啓発、自治体の負担等の観点から年２回の入札の見直しを求める意見がある。
- 他方で、入札から再商品化業務までの間が離れることで、市況変動リスクが低減効果が弱まっている。

2．再商品化業務の効率化・魅力向上のための点検計画の策定

● 本検討会において、指定法人が行う再商品化業務の効率化・魅力向上のための点検計画を策定し、その実施状況について確認を行う。

- 国内循環産業を育成し、安定的な国内循環を推進していくため、指定法人が定める規程等の背景を確認するとともに、使用済みペットボトルが有償で取引されている状況を踏まえ、これら規程等の妥当性を再検討し、その結果に応じて必要な見直しを進める。
- 指定法人の運用に係る規程等は、分別基準適合物が逆有償で取引される前提で定められている（原則、その他プラ、ガラスびん等のほかの素材も一律に定められている）。使用済みペットボトルが有償で取引されている状況を踏まえ、再商品化事業者の経営上の選択肢を拡大するとともに自己責任を強化することを通じて、その育成を図る。
- また、市町村が独自処理を行う理由を把握した上で、指定法人が行う再商品化の利便性を向上や訴求し、独自処理に対する指定法人の競争力の強化を図る。
- このため、指定法人が再商品化業務の実施について定める規程類を対象に、点検方針（必要性、見直しの方向性、点検範囲）、点検内容（規程類の内容・背景の確認、見直しの要否等の判定）、点検のスケジュール等を明らかにする点検計画を策定し、指定法人（理事会・評議員会）が主導で思い切った見直しを行うことができる環境を整備する。
- 点検計画に基づく点検の実施状況は、本検討会において確認を行う。

参考資料３

指定法人による再商品化業務の効率化・魅力向上のための点検計画（イメージ）

（前ページ再掲）

- このため、指定法人が再商品化業務の実施について定める規程類を対象に、点検方針（必要性、見直しの方向性、点検範囲）、点検内容（規程類の内容・背景の確認、見直しの要否等の判定）、点検のスケジュール等を明らかにする点検計画を策定し、指定法人（理事会・評議員会）が主導で思い切った見直しを行うことができる環境を整備する。
- 点検計画に基づく点検の実施状況は、本検討会において確認を行う。

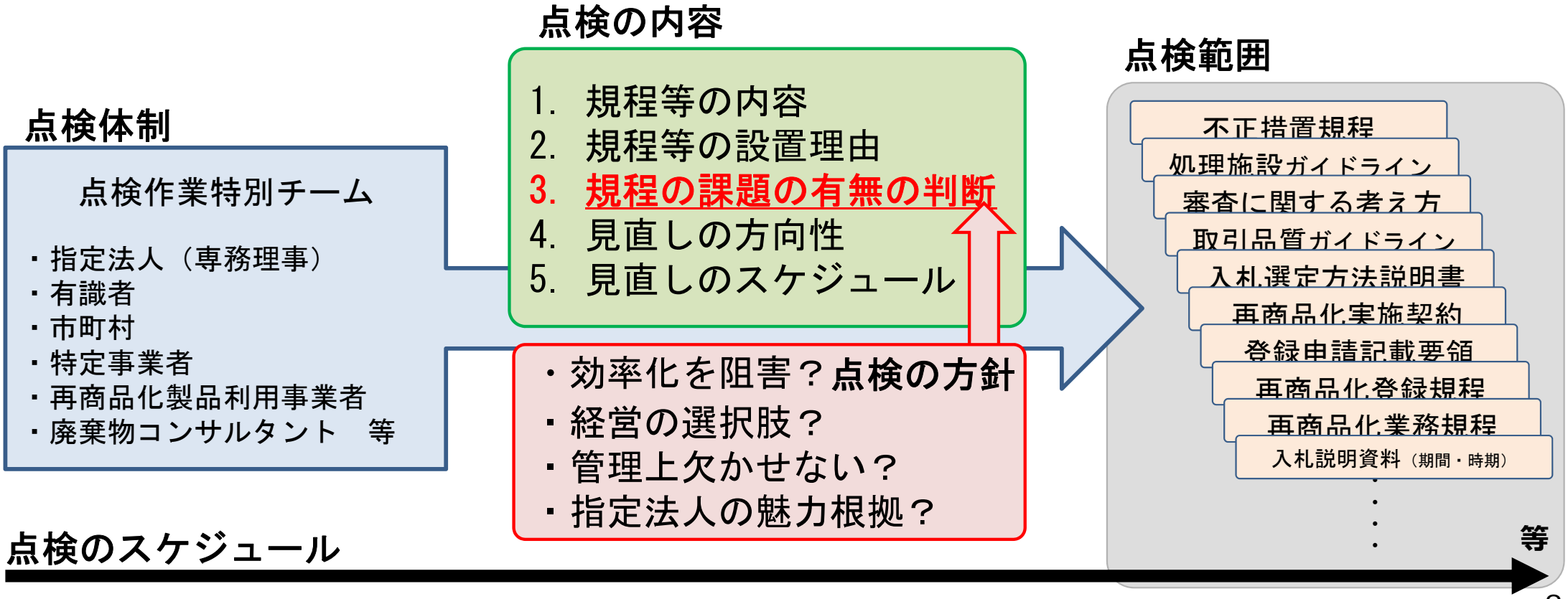

２．再生PET樹脂の利用促進

● 国内で用いられているペットボトル約60万トンを視野にリサイクルを推進することが重要。このため、関係者間で、使用済みペットボトルの品質や数量等の情報（仕様）をどのように共有していくことができるか。

- 再生PET樹脂の利用に関して機運は高まっている。再生PET樹脂を用いた製品に環境特性を付加し、バージンPET樹脂とは異なる製品の価値を形成している。
- 国内で十分な再生PET樹脂の供給を確保していくためには、国内で用いられているペットボトル約60万トンを視野にリサイクルを推進することが重要である。
- 樹脂は成形品・製品に応じたグレードがあり、再生PET樹脂においても製品のグレードに応じて、必要となる設備や原料（分別基準適合物）の品質が異なってくる。
- 動脈では、原材料や製品の価値の違いは、売り手と買い手で品質等の情報（仕様）を共有され、取引が行われている。樹脂も同様。指定法人に引き渡される分別基準適合物、20万トンについては指定法人が取引品質ガイドラインを整備することで、ベールの仕様が共有され、入札が行われてる。
- 国内で十分な供給を確保していくためには、国内で用いられているペットボトル約60万トンを視野にリサイクルを推進することが重要である。
- 使用済みペットボトルの仕様がリサイクル事業者と排出源の間で伝わることで、使用済みペットボトルの価値を高め、原材料として効率的な利用が可能になるのではないか。

使用済みペットボトル仕様共有（イメージ）

参考資料４
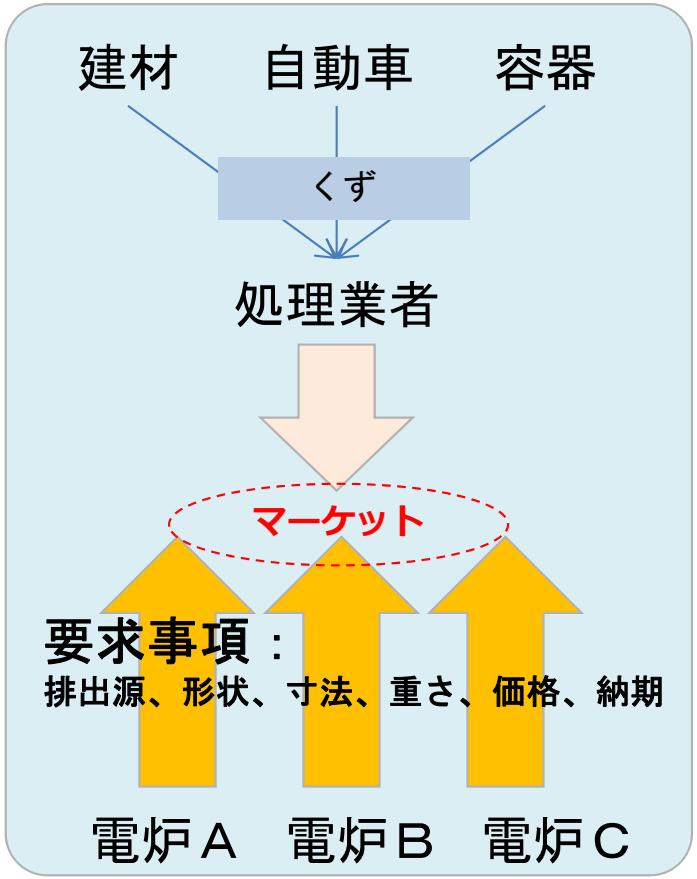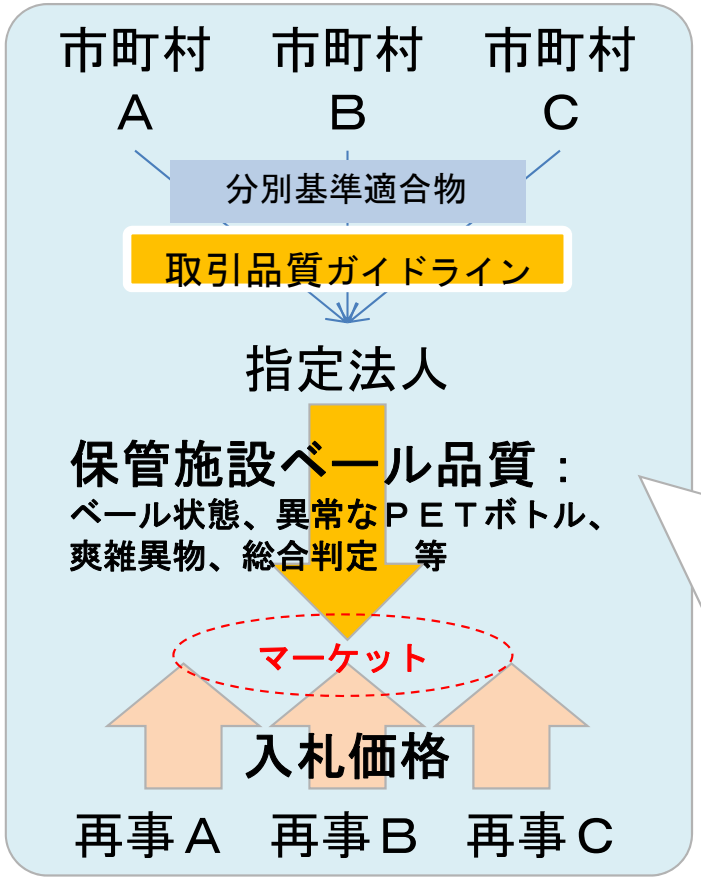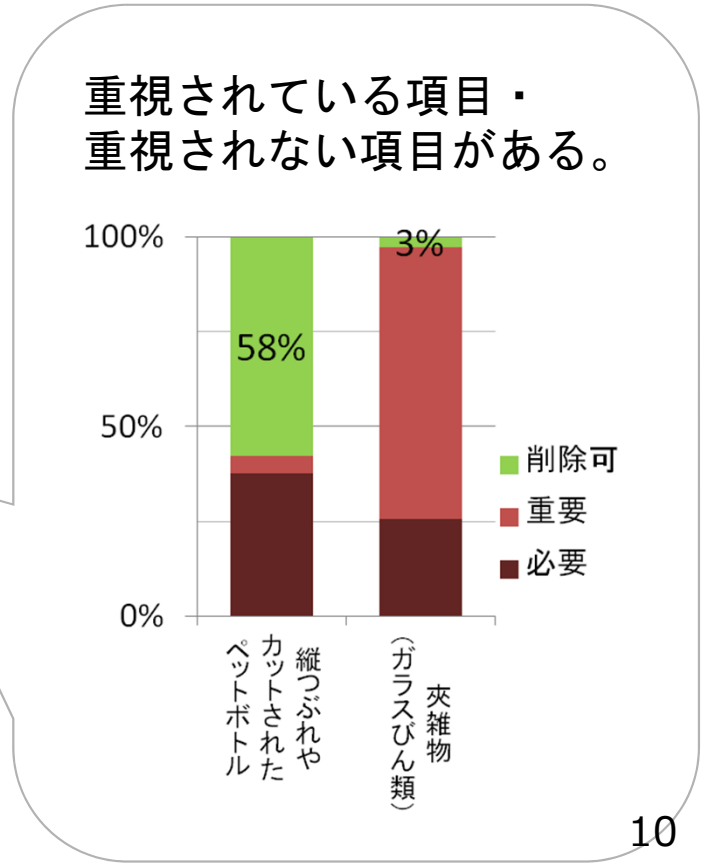
- 例えば、鉄くずは、需要側が鉄くずに求める要求事項を提示する共通の理解があり、くずを素材として見て評価できる素地がある。こうしたことを通じて、鉄くずの資源性の向上や取引の効率化を図っている。
- 指定法人は分別基準適合物を評価するためのガイドラインを運用することで、入札に際して、保管施設毎のベール品質の水準を提示している。指定法人のガイドラインで提示される事項については、資源性向上につながるものになっているか再検討が必要。
- 指定法人ルート以外で取引される使用済みペットボトル（事業系・市町村独自処理）では、品質水準等の情報が示されていない。